平成２４年（フ）第６２１号
札幌市白石区北郷５条８丁目12番23号　タケガワビル303号
債務者　福田　哲平
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６号
山形県東田川郡庄内町余目字上朝丸75番地３
債務者　齋藤　すみ
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第２７号
群馬県前橋市六供町842番地１　ペアコート１号
債務者　後藤　光男
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６６号
群馬県伊勢崎市太田町377番地２
債務者　田村　雅浩
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７６号
群馬県伊勢崎市豊城町1991番地35
債務者　関根　信治
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０号
埼玉県川越市かすみ野１丁目12番地17
債務者　望月　伸生
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８１号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町449番地12
債務者　黒澤　好江
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１０２号
埼玉県行田市門井町３丁目４番地１
債務者　海澤　周平
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１５９３号
千葉県船橋市咲が丘４丁目34番９棟103号、申立時の住所千葉県船橋市田喜野井４丁目23番６号薬園台グリーンコーポ102号
債務者　石井　正人
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７０号
京都市伏見区深草直違橋南１丁目521番地の18、住民票上の住所京都市伏見区羽束師鴨川町270番地151
債務者　角野　直也
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
奈良市芝辻町２丁目５番21号
債務者　福井　智佳
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２８号
北海道白老郡白老町川沿２丁目７番３－２号美園団地27棟122号、前住所北海道白老郡白老町日の出町１丁目３番14―212号
債務者　伊藤　英次
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
北海道登別市若山町１丁目20番地１　若山アパート
債務者　寺山　常浩
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
北海道登別市若山町１丁目20番地１　若山アパート
債務者　寺山佳代子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
大阪府岸和田市下松町１丁目８番33―302号、前住所大阪府岸和田市吉井町３丁目16番３号
債務者　山本　加奈
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
鳥取県岩美郡岩美町大字新井372番地４、前住所大阪府和泉市青葉台２丁目２番21号
債務者　荒井　義信
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
大阪府貝塚市新井107番地１コスモスハイム208号
債務者　島田　博基
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地36棟502号
債務者　鈴木　義春
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係